

こども大綱(こども基本法第9条)

①少子化社会対策大綱 (少子化社会対策基本法)

「希望出生率1.8」の実現に向け、希望する時期に結婚ができ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる。

《具体的な施策》

結婚支援、仕事と子育てを両立できる環境の整備、子育てに関する支援(経済的な支援など)、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報発信 など

②子供・若者育成支援推進大綱 (子ども・若者育成支援推進法)

全ての子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を行う。

《具体的な施策》

STEM教育、自殺・虐待対策、多様な居場所づくり、家庭教育支援 など

③子どもの貧困対策に関する大綱 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)

- ・全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す。
- ・子育てや貧困を社会全体で解決するよう、子供を第一に考えた支援を実施する。

《具体的な施策》

経済的支援、住宅に関する支援、食事の提供支援、学習支援、保護者の就労支援 など

※市町村こども計画には、こども大綱の内容に加え、次の計画とまとめて作成することができる法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

勧案

(仮称)富士見市こども計画

市町村こども計画 (こども基本法第10条)

新規策定

第4章

新規策定

富士見市子どもの貧困対策整備計画

第5章

富士見市 子ども・子育て 支援事業計画

第6章

こどもに係る施策を一つの計画にまとめて行うことができる。